

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和8年3月31日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ベルジョイス

イ 大和リース株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 B. H. A o y a m a T o w n 盛岡市月が丘二丁目48番1号ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置

イ 廃棄物保管施設の位置

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(4) 変更する年月日

ア 令和8年11月13日

イ 令和8年11月13日

ウ 令和8年3月13日

(5) 変更の理由 来客者の利便性向上のため

2 届出年月日 令和8年3月12日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所